

BS/広帯域CSデジタル放送運用規定

OPERATIONAL GUIDELINES FOR DIGITAL SATELLITE BROADCASTING

技 術 資 料 ARIB TECHNICAL REPORT ARIB TR-B15 7.4版 (第三分冊)

1222222223 7890123456789、改改改改改改改改改改改改改改改改改改改改改改改改改改改改改改改 3. 3.3.3. 3.3. 4 4. 4567890次定定定定定定定定定定定定定定定定定定定定定定定定定定 4 . 4 4 4 . 5. 5 . 5 . 5. 5. 5. 5 . 5 . 5 6 6 6 . 6 6 . 6. 6.

平成27年 9月30日 6.8 改定定 7年 12月 3日 7.0 公改定定 7年 12月 3日 7.0 公改定定 7月 6日 7.1 公改定定 7月 6日 7.1 公改定 7月 6日 7.2 改定定 7月 7月 7.2 改定定 7月 7月 7.4 改定 7月 7月 7.4 改定 7月 7月 7.4 改定

一般社団法人 電 波 産 業 会

Association of Radio Industries and Businesses

まえがき

一般社団法人電波産業会は、無線機器製造者、電気通信事業者、放送機器製造者、放送事業者及 び利用者の参加を得て、各種の電波利用システムに関する無線設備の標準的な仕様等の基本的な要 件を「標準規格」として策定している。

「技術資料」は、国が定める技術基準と民間の任意基準をとりまとめて策定される標準規格を踏まえて、無線設備、放送設備の適性品質、互換性の確保等を図るため、当該設備に関する測定法、解説、運用上の留意事項等を具体的に定めたものである。

本技術資料は、BSデジタル放送の放送局及び広帯域CSデジタル放送の放送局での運用並びにBSデジタル放送受信機及びBSデジタル放送と広帯域CSデジタル放送の共用受信機の機能仕様について策定されたもので、策定段階における公正性及び透明性を確保するため、内外無差別に広く無線機器製造者、電気通信事業者、放送機器製造者、放送事業者及び利用者の利害関係者の参加を得た当会の規格会議の総意により策定されたものである。

本技術資料が、無線機器製造者、電気通信事業者、放送機器製造者、放送事業者及び利用者に積極的に活用されることを希望する。

総合目次

第一部 I	BSデジタル放送運用	月規定	
第一編	BSデジタル放送	ダウンロード運用規定	····第一分冊
第二編	BSデジタル受信格	幾機能仕様書	····第一分冊
第三編	BSデジタル放送	データ放送運用規定	····第一分冊
改定履	歷		
第四編	BSデジタル放送	PSI/SI運用規定 ·····	····第二分冊
改定履歷	胚		
第五編	BSデジタル放送	限定受信方式 (CAS) 受信機仕様および運用規定	····第三分冊
第六編	BSデジタル放送	双方向通信運用規定	····第三分冊
第七編	BSデジタル放送	送出運用規定	····第三分冊
第八編	BSデジタル放送	コンテンツ保護規定	····第三分冊
改定履歷	胚		
第二部	広帯域CSデジタル加	女送運用規定およびBS・広帯域CS共用デジタル受信機機	能仕様
第一編	広帯域CSデジタバ	レ放送 ダウンロード運用規定	····第四分冊
第二編	BS・広帯域CS共	用デジタル受信機機能仕様書	····第四分冊
第三編	BS・広帯域CS共	用デジタル受信機に対するデータ放送運用規定	····第四分冊
第四編	広帯域CSデジタバ	レ放送 PSI/SI運用規定	····第四分冊
第五編	広帯域CSデジタバ	レ放送 限定受信方式(CAS)運用規定および受信機仕様	: · 第四分冊
第六編	広帯域CSデジタバ	レ放送 双方向通信運用規定	····第四分冊
第七編	広帯域CSデジタバ	レ放送 送出運用規定	····第四分冊
第八編	BS・広帯域CS共	用デジタル受信機に対するコンテンツ保護規定	····第四分冊
改定履用	歷		

第一部

BSデジタル放送運用規定

第五編

BS デジタル放送 限定受信方式(CAS) 受信機仕様及び運用規定

目 次

1	は	じめ)に	5-1
	1.1	まえ	とがき	5-1
	1.2	目的	5	5-1
	1.3	適用	月範囲	5-1
2	適月	月書類	質	5-2
3	用語	吾・畔	各語	5-2
4	受信	言機ぐ	への要求仕様	5-4
	4.1	受信	言機の構成	5-4
	4.2	ユー	ーザーインタフェース	5-6
	4.3	メモ	- リ	5-6
	4.4	省電	這力化	5-6
	4.5	通電	這制御	5-7
	4.	5.1	機能概要	5-7
	4.	5.2	関連規格	5-8
	4.6	通電	『発呼制御	5-9
	4.7	待機	と時における動作の優先順位	5-9
	4.8	コン	マテンツ保護を伴う無料番組・有料番組の視聴制御	5-9
	4.8	8.1	視聴処理	5-9
	4.8	8.2	関連規格	5-9
	4.9	有料	¥番組の予約	5-10
	4.9	9.1	機能概要	5-10
	4.9	9.2	関連規格	5-10
	4.10	PP	PV 視聴処理	5-10
	4.11	有为	料放送におけるコピー制御	5-10
	4.12	視聴	『履歴情報の伝送	5-11
	4.13	自	動表示メッセージ表示	5-11
	4.	13.1	基本動作	5-11
			関連規格	
			表示について	
			蓄積機能搭載受信機での、蓄積した番組を再生する場合の自動表示メッセージ表	
	4.14	メ、	ール表示	5-15
	4.	14.1	基本動作	5-15
	4.	14.2	関連規格	5-17

ARIB TR-B15

4.14.3 メッセージ ID 処理	5-18
4.15 パレンタルコントロール(視聴年齢制限)	5-19
4.15.1 機能概要	5-19
4.15.2 パレンタルレベル(視聴最小年齢)	5-20
4.15.3 パスワード(暗証番号)	5-20
4.15.4 制限解除状態	5-20
4.15.5 視聴制限された番組の番組情報の表示	5-20
4.15.6 関連規格	5-20
4.16 IC カードの有効/無効/使用不可について	5-21
4.17 IC カード情報の表示	5-21
4.17.1 機能概要	5-21
4.17.2 関連規格	5-21
4.18 エラー通知画面	5-22
4.18.1 機能概要	5-22
4.18.2 関連規格	5-25
4.19 有効な IC カードが挿入されていない場合の動作	5-25
4.19.1 有効な IC カード未装着時のエラーメッセージ表示方法	5-25
4.19.2 送信側における IC カード未装着時のための定型文の条件	5-26
4.19.3 その他	5-26
4.20 システムテスト	5-26
4.20.1 IC カードテスト	5-26
4.21 IRD データ伝送	5-26
4.22 CA 代替サービス	5-26
4.22.1 機能概要	5-26
4.22.2 基本動作	5-27
4.22.3 関連規格	5-33
4.23 字幕・文字スーパーのスクランブルと表示優先順位	5-33
4.23.1 字幕	5-33
4.23.2 文字スーパー	5-33
4.24 有効な限定受信方式(ICカードと放送波による CA_system_id の整合性確認)	5-33
5 運用情報	5-35
5.1 限定受信放送	5-35
5.2 課金単位(課金対象 ES)	5-35
5.3 ノンスクランブル/スクランブル	5-35
5.3.1 概要	5-35

5.3.2	字幕、文字スーパーの運用	5-35
5.4 無料	∤番組/有料番組	5-36
5.4.1	無料番組/有料番組の定義	5-36
5.4.2	運用	5-36
5.4.3	コンテンツ保護を伴う無料番組	5-37
5.4.4	有料、無料及びスクランブル、ノンスクランブルの運用可能な組み合わせ	5-37
5.5 パレ	・ンタルレートの設定	5-39
5.6 限定	至受信方式記述子	5-41
5.6.1	機能	5-41
5.6.2	データ構造	5-41
5.6.3	運用	5-41
5.7 CA	『の送出	5-43
5.7.1	伝送される TS PID	5-43
5.7.2	データ構造	5-43
5.7.3	伝送される記述子とその構成	5-43
5.7.4	送出頻度	5-43
5.7.5	更新頻度	5-43
5.8 EC	М	5-44
5.8.1	ECM の特定	5-44
5.8.2	ECM のデータ構造	5-44
5.8.3	ECM の適用	5-44
5.8.4	ECM の適用の変更	5-44
5.8.5	ECM の更新・再送	5-46
5.8.6	その他	5-47
5.9 EM	М	5-48
5.9.1	EMM の送出仕様	5-48
5.9.2	EMM メッセージの送出仕様	5-48
5.9.3	EMM 送出頻度	5-49
5.9.4	EMM 送出順序	5-50
5.10 EN	MM メッセージにおけるメッセージコード	5-51
5.10.1	フォーマット番号	5-51
5.10.2	フォーマット番号 0X01 における、EMM 共通メッセージのメッセージコード	
	本体フォーマット	5-51
5.10.3	差分フォーマット番号 0X01 における、EMM 個別メッセージの差分情報	
		~ ~ ~ 1

ARIB TR-B15

	5.10.4	差分情報の使用例	5-51
	5.10.5	文字符号	5-52
	5.10.6	自動表示メッセージの推奨表示位置	5-52
į	5.11 CA	契約情報記述子	5-54
į	5.12 メッ	ッセージ ID	5-55
	5.12.1	運用	5-55
	5.12.2	送信動作例	5-55
į	5.13 IC	カードの録画制御応答	5-57
į	5.14 C A	A代替サービス	5-58
	5.14.1	運用単位	5-58
	5.14.2	リンク先サービス	5-58
	5.14.3	リンク記述子の送出運用	5-58
į	5.15 CA	A サービス記述子	5-59
	5.15.1	運用	5-59
	5.15.2	猶予期間の運用	5-59
A	解説(本	「編の補足説明)	5-60
1	A-1 EM	M の受信と更新	5-60
1	A-2 EM	M メッセージフォーマット作成経緯	5-60
1	A-3 ECN	M の再送周期と更新周期	5-60
	A-3-1	再送周期	5-60
	A-3-2	更新周期	5-61
1	A-4 PPV	7 録画購入とコピープロテクションについて	5-61
1	A-5 専用	TS について	5-62
	A-5-1	概要	5-62
	A-5-2	専用 TS とは	5-62
1	A-6 必須	「・オプションに対する基本的な考え方	5-63
1	A-7 カー	・ド ID の表示について	5-64
1	A-8 BS	デジタル放送の限定受信方式仕様について	5-64
	A-8-1	複数限定受信方式の運用について	5-64
	A-8-2	STD-B25 第 1 部準拠方式という考え方について (想定)	5-65
1	A-9 PPV	7 運用の削除について	5-68
1	A-10 EM	IM 関連コマンドの処理に関して	5-68
В	付録		5-69
]	B-1 CA	代替用メッセージ番号の発番管理について	5-69
]	B-2 IC	カードに関する問い合わせ先	5-69